令和８年度第１回成田市総合教育会議　会議録

１　日　時　　令和８年５月２８日（木）
開会：午後２時　　閉会：午後２時３０分

２　場　所　　成田市役所６階中会議室

３　出席者　　成田市長　　小　泉　一　成
成田市教育委員会
教　育　長　　日　暮　美智子
教育長職務代理者　　髙　山　　勇
委　　員　　佐　藤　　勲
委　　員　　岡　本　秀　彦
委　　員　　磯　部　祐　子

（説明職員）
市長部局
企画政策部
企画政策部長　　篠　塚　岳　史
企画政策課長　　浦　壁　拓　郎
企画政策課長補佐　　成　毛　満　久
企画政策課主幹　　谷　畑　祥太郎
シティプロモーション部
スポーツ振興課長　　宮　田　智　之
スポーツ振興課係長　　荻　原　裕　介
教育委員会
教育部
教育部長　　松　島　真　弓
教育部参事　　森　田　直　美
学校施設課長　　津　島　敬　吾
学務課長　　大　嶋　　浩
学務課管理主事　　今　井　雄　司
教育指導課長　　西　﨑　祐　一
生涯学習課長　　神　﨑　裕　一
学校給食センター所長　　福　島　由　規
公民館長　　細　田　巨　輝
図書館長　　飯　田　幸　治

（事務局職員）

教育総務課長	高　仲　浩　一
教育総務課長補佐	森　　一　朗
教育総務課総務係長	天　野　寿　哉
教育総務課総務係	室　井　健　佑

傍聴人：なし

４　議　題

（１）　成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

５　会議概要

○　開会

松島教育部長：

ただいまから、令和８年度第１回成田市総合教育会議を始めさせていただきます。

本会議は、法の定めるところによりまして、原則公開としておりますが、現時点では傍聴希望者がおりませんのでご報告いたします。

なお、会議は開始となりましたが、定員の１０人に達するまで傍聴の受付を行うこととしております。会議の途中でも傍聴希望者がいた場合には入室がありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、はじめに、小泉市長より、ご挨拶をお願いいたします。

小泉市長：

本日は、公私ともにお忙しい中、本年度第１回目となる総合教育会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、教育委員の皆さまには、平素から本市の学校教育や生涯学習などの充実発展のため、多大なるご尽力を賜わっておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、国において、令和７年６月に、すべての子どもたちによりよい教育を実現できるよう、教師を取り巻く環境整備を総合的に進めることなどを目的として、いわゆる給特法が改正され、本市教育委員会におきましても、国が定める指針に即して、教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定されたと伺っております。

また、同法の規定により、本計画を策定、又は変更したときには、総合教育会議に報告することとなっておりますことから、本日、成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題として、委員の皆さまと協議をさせていただければと考えております。

成田市教育大綱の実現に向け、忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議にしたいと考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

松島教育部長：
　続きまして、教育委員会を代表いたしまして、日暮教育長より、ご挨拶をお願いいたします。

日暮教育長：
　皆さん、こんにちは。小泉市長におかれましては、大変お忙しい中、本年度第１回目の総合教育会議を開催いただきありがとうございます。また、市長部局の皆様も、公務多忙の折ご参加いただきまして御礼を申し上げます。
　本日は、先ほど市長からご提案がございましたとおり、成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議論をしてまいりたいと思います。
　本計画については、いわゆる給特法の改正により、千葉県の「学校における働き方改革プラン」をもとに、教育職員の勤務時間管理及び健康管理、業務分担の見直しや適正化並びに必要な環境整備を推進することを目的として策定したものです。
　本市の「教育振興基本計画」の理念を実現し、未来を担う子どもたちに質の高い教育を持続的に提供するためには、教育職員の働き方改革の推進や、教育職員が生き生きと教育活動に専念できる環境の創出が必須です。その意味からも、本計画を確実に推進してまいりたいと思っているところでございます。
　本日の会議では、皆さまからご忌憚のないご意見をいただき、有意義な会議にしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松島教育部長：
　それでは、議事に入らせていただきます。
　ここからは、成田市総合教育会議要綱第４条第１項の規定により、市長が議長となるところですが、同条第２項に基づき、あらかじめ、市長からご指名をいただいておりますので、引き続き、私の方で議事の進行を務めてまいります。
　なお、本日の会議では一人一台端末として市内小中義務教育学校に整備されたタブレット端末を活用して会議を行います。

○　議題１　成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について
　それでは、議題（１）の成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、学務課長から説明を願います。

大嶋学務課長：
　それでは、お手元の端末の資料３をご覧ください。
　公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法第８条第３項の規定により、本計画を策定または変更したときは、総合教育会議に報告することとなっております。そのため、計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、給特法の一部改正についてご説明いたします。資料２をご覧ください。スライドの２ページをご覧いただきたいと思います。

まず趣旨についてです。今回の改正の目的は、公立学校等における働き方や環境の改善をさらに進めることで、優れた人材を教員として確保することにつながり、ひいては学校教育の質の向上を目指すというものです。

続きまして概要です。３ページをご覧ください。改正内容は大きく３つあります。スライドの右側からご説明いたします。

１つ目は、教員の処遇の改善です。教職調整額の基準となる学校給料月額の４％から１０％まで、毎年１％ずつ段階的に引き上げることとされています。また、義務教育等教員特別手当は、教師の職務や勤務の状況に応じて、条例により支給額が決定されます。

２つ目は、組織的な学校運営の促進です。児童等への教育を司るとともに、教職員間の総合的な調整を行う主務教諭を置くことができるようになります。これにより、学校全体として組織的な運営と指導が進められることが期待されます。

３つ目は、学校における働き方改革の一層の推進です。教育委員会に対して、教員の業務量を適切に管理し、健康と福祉を確保するための計画の策定・公表や、実施状況の公表、総合教育会議への報告などが義務付けられます。また、学校においても、学校評価の結果に基づく改善措置が計画に見合うものになっているかの確認や、校長が定める基本的な方針に業務量管理・健康確保措置の内容を含めること等が定められております。

最後に施行日についてです。４ページをご覧ください。教職調整額の引き上げにつきましては、令和８年１月１日から施行されています。また、業務量管理の計画策定義務化と主務教諭の配置については、令和８年４月１日からとされています。

５ページをご覧ください。続きまして、教職員の服務を監督する教育委員会が講ずべき措置に関する指針についてご説明いたします。

この指針の中に、１ヶ月の時間外在校等時間が４５時間以下の教職員の割合を１００％とする、１年間における教育職員の１ヶ月時間外在校等時間平均時間を平均で３０時間程度とするなど、教職員の長時間勤務の是正に関する目標が示されました。

また、教職員の服務監督権者である市教育委員会が講ずべき措置の内容として、教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、業務の見直しについて優先的に対応するものから、業務量管理・健康確保措置実施計画に反映させるとされました。

こうした学校の業務の適正化に加え、国からも学校と教師の業務の３分類が示されました。６ページをご覧ください。

学校と教師の業務を３つに分類し、学校の教育活動に関わる業務のうち、誰が担うべきかを整理したものです。業務を３つに分けております。

１つ目は、学校以外が担うべき業務です。

２つ目は、教師以外が積極的に参画すべき業務です。

３つ目は、教師の業務ですが、負担軽減を進めるべき業務です。

７ページをご覧ください。１つ目の「学校以外が担うべき業務」についてです。ここには、例えば登下校の見守りや、学校徴収金の徴収・管理などが示されています。

２つ目の「教師以外が積極的に参画すべき業務」についてです。この分類には、各種調査への回答、学校プールや体育館などの施設管理、校舎の開錠・施錠などが示されています。

３つ目の「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」についてです。ここには、学習評価や成績処理などが示されています。

こうした給特法の一部改正やその指針の内容を踏まえ、成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定いたしましたので、要点についてご説明いたします。

それでは、資料の１をお開きください。まず全体は、大きく５つの構成となっております。資料の２ページをご覧ください。

本計画の趣旨と現状です。本計画は、教育職員の勤務時間管理や健康確保、業務分担の見直し、そして必要な環境整備を推進することを目的としております。校務 DX などを通じて業務負担を軽減し、教師が本来の教育活動に専念できる環境を整え、本計画を推進してまいります。

３ページをご覧ください。現状としては、月４５時間を超える時間外勤務が小学校・中学校では減少傾向ではありますが、高い水準となっております。

次に、本計画の目標についてです。４ページをご覧ください。

第１に、月の時間外在校等時間が４５時間以下となる割合を年々減少させていき、令和１１年度では１００％にすることを掲げています。

第２に、１年間における１ヶ月時間外在校等時間の平均を３０時間程度にすることを目標としています。

加えて、年休取得日数やストレスチェックによる健康リスクや働きがいなど、ワークライフバランスに関する数値目標も設定しております。

本計画の実施期間は、令和８年度から令和１１年度までの４年間としております。段階的に施策を実行し、年度ごとの改善を図っていきます。

５ページをご覧ください。実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてご説明いたします。

先ほどの学校と教師の業務の３分類についても、本市の各校の状況を踏まえ再定義しております。その具体例を簡単にご説明いたします。

「学校以外が担うべき業務」として、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入など、学校事務の負担を外部で担えるようにします。

６ページをご覧ください。「教師以外が積極的に参画すべき業務」として、令和８年度より休日のすべての部活動を地域展開するとともに、平日の部活動について、下校時刻を含めた活動時間等も適正化を図ってまいります。

続いて７ページをご覧ください。「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」として、授業で使う印刷物の準備や採点等について、スクールサポートスタッフという県の会計年度任用職員の活用により、日常的な事務負担の軽減を目指しております。

８ページをご覧ください。（２）の「学校における措置の推進」として、年間や週の授業時数の適正化、形骸化した活動や行事の削減、日課の工夫など、各学校で取組を支援・推進してまいります。

（３）の「教育職員の健康および福祉の確保に関する取組」といたしまして、退勤から翌出勤まで１１時間以上の継続した休息時間の確保、休息時間の確保をするよう管理職に指導してまいります。

続いて９ページをご覧ください。１ヶ月の在校等時間が８０時間超の教育職員に対する面接指導への整備、ストレスチェック結果に基づく面談や外部相談窓口の周知など、心身の健康を守るための体制を強化してまいります。

関連する取組、今後のフォローアップについてでありますが、教育委員会は各学校の勤務状況を把握し、課題のある学校には個別に指導・支援を行います。また、千葉県の調査結果を活用して市内の状況を毎年度公表し、進捗を次年度の総合教育会議でご報告いたします。

担当からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

松島教育部長：

ただいま、学務課長から成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について説明がありましたが、皆様からご質問、ご意見などがありましたらお願いいたします。

佐藤委員：

教員の負担軽減ということでは、部活動を地域展開することが重要なことだと思います。担当課を中心に頑張っていただき、他市町村と比べても取組が進んでおり、誇らしく思っております。

毎年施策説明会の際、学校側からの要望ということで、教頭先生が担当となっている体育館など学校施設の予約等の業務について、日中の電話対応等が多く、負担となっているという声が複数の学校から出ています。

学校の施設のため、教頭先生が管理するというのが効率的という部分もあると思いますが、休日や放課後のスポーツ活動については、教員以外の人が業務を行えるよう、予約をネットで受けるなど、よりよい仕組みづくりが必要と考えます。

高仲教育総務課長：

学校体育施設の開放にかかる教頭先生の負担の軽減につきましては、教育委員会と関係各課と連携しまして、事務手続きなどを含めた業務の改善を図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡本委員：

先生方の業務量軽減のためにデジタル化すると、ある程度業務量を減らすことはできると思いますが、各学校で別々に進めてしまうと非効率な部分があります。先ほどの体育館の予約システムなど共通化して進めた方が、市内で人事異動しても同じシステムを使うことができるなど、非常に効率がよいため、教育委員会で様々な業務の共通システム化を検討していただければと思います。

大嶋学務課長：
　現在、市内の学校におきましては、校務支援システムが入っております。そのシステム内では、今まで手書きで作成していた帳票が、デジタルで一元管理されており、子どもが転校する際にもその情報が引き継がれるなど、学校現場から感謝の声が届いております。

西﨑教育指導課長：
　事務職員の負担軽減ということで、集金システムを新たに加えました。教職員の集金業務の負担軽減のほか、保護者も支払が便利になります。

岡本委員：
　集金システムは非常に良いと思います。学校にお金がある、現金が運ばれる状態は好ましくないため、集金システムで直接の現金のやり取りを減らしてもらえればと思います。

磯部委員：
　教育職員の長時間勤務が常態化している現状は、先生方個人の努力だけで解決できる段階を超えており、組織として支えていく視点が非常に重要だと感じました。
　子どもたちに質の高い教育を継続していくためには、先生方が心身ともに健康で子どもと向き合う時間を確保できたり、あとは余裕を確保できたりする環境づくりが不可欠だと思っております。１ヶ月時間外在校等時間４５時間以下の割合について１００％を目指すというのは、今の数字を見ていると大変かなとは思いますが、この計画にある校務 DX の推進や業務分担の見直し、専門職や地域との連携強化など、ぜひ実効性ある形で進めていただきたいと思います。

髙山委員：
　資料の８ページのその他のところに、令和８年度より校長等経験者を学校アドバイザーとして配置されたということで、２ヶ月近く経って、その成果はいかがでしょうか。

大嶋学務課長：
　４月１７日より、学校アドバイザーの方は、勤務されている日はすべて各学校に訪問しております。内容としましては、各校において授業参観、管理職等へのヒアリング、時には教諭からのヒアリングも行っております。特に管理職の方からは、日頃なかなか込み入った相談ができない、そういった時に学校アドバイザーが来てくれたことで本当に助けになったという声が届いております。現在小学校へは１７回、中学校へは２回訪問しており、１学期中に市内全校を回る計画を立てているところです。

髙山委員：
　自分も校長経験者として、管理職になると様々なトラブルが学校で起き、その解決

のために、家に帰っても日々頭を悩ませている状態でした。もちろん学校には教頭や副校長がおりますが、同じ職場ですので、なかなかこれといった解決策が浮かばないことがあります。そこで学校アドバイザーの方の助言や相談があれば、非常に精神的な負担軽減になると思いますので、この制度をさらに広げていけたらと考えております。

松島教育部長：
　学校アドバイザーについて少し補足させていただきますと、定期訪問ということで訪問もしておりますが、学校では様々な問題が生じますので、随時要請に応じての訪問というものも複数回実施しており、校長先生方からも感謝のお言葉をいただいているところでございます。

日暮教育長：
　学校アドバイザーの件について補足させていただきますと、教育委員会と学校の間の立場で校長先生や教頭先生からも相談しやすいと感じられているようです。教頭会からも７月には研修会の講師の依頼がきております。学校アドバイザーには、学校の状況をとてもよく見ていただいていることを感じているところです。

松島教育部長：
　それではここまでの内容について、日暮教育長からご意見をお願いします。

日暮教育長：
　様々な視点からのご意見ありがとうございました。これまで、成田市教育委員会においては、他市に先駆けて学校サポート教員、かつては少人数推進教員と言いまして、他にはなかったものを取り入れ配置するなど、多岐にわたる人的配置を市の方で予算化していただいているところでございます。
　また、デジタル教材の活用など、教育委員会の各課が、それぞれの業務の中で様々な取組を行い、教職員の業務負担の軽減に努めているところでございますが、中々数値として出てきていない現状でございます。
　しかしながら、本計画を立てるにあたり、それぞれの課で既に実施してきたことやこれから取り組んでいくことを取りまとめて整理することができ、令和１１年度の最終目標を教育委員会全体で共通認識して、共通の視点で実践する機会となったと私自身は捉えております。
　話は変わりますが、先ほど事務職員の負担軽減という言葉も出たと思いますが、本市の事務職員の研究部長より、成田の学校は教育委員会が様々な事務軽減の取組を行って下さり本当にありがたい、他の市町村の事務の先生方の中には、成田の学校を希望している方もいると話して下さいました。
　この話を聞いて、成田の学校に勤務している教職員が成田の学校で働いてよかったと働きがいを持っていただけるよう、本計画について毎年よく検証し、目標の達成に少しでも近づけるようにしていきたいと思いますので、今後とも、市長をはじめ市長

部局の皆様、またここにいらっしゃる皆様のご協力を得ながら取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

松島教育部長：
　本日の議題について小泉市長からご意見などがありましたら、お願いいたします。

小泉市長：
　成田市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきましては、策定に関する趣旨や構成、国が示す学校と教師の業務の３分類や学校・教師が担う業務の適正化の徹底に基づいた学校における働き方改革の更なる加速化などの、今後取り組むべき事項などについて確認することができました。
　市としましても、教師が子どもたちに向き合える時間を確保することは大変重要であると考えられることから、学校における働き方改革の取組が円滑に進むよう、可能な限りご協力させていただきますので、引き続きご検討いただくようお願いいたします。

松島教育部長：
　以上で議事を終了とさせていただきます。
　次に「その他」ですが、事務局より何かありますか。

高仲教育総務課長：
　特にございません。

松島教育部長：
　最後に、本日の会議全体をとおして、市長より一言お願いいたします。

小泉市長：
　委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。本日の会議においても、委員の皆様と有意義な意見交換をすることができたかと思います。
　今後も引き続き、教育委員会と市長部局とがしっかりと連携し、本市の教育環境の充実に向けて協議してまいりたいと考えておりますので、次回も引き続きよろしくお願いいたします。
　本日はありがとうございました。

○　閉会